

峰崎議員 いろいろたくさんお話を聞いているうちに、最初はやはり公的年金は必要ですよという話をしようと思ったら、もう大体そこらは合意できているなと思うんです。

そこで、一つは、鈴木俊一先生が最初に出されたとき、聞いていて、本当に、世代間の公平というところで、人口がどんどんふえたり高度成長をやっているときは、ある意味では今の賦課方式というのが成り立つ。これが、人口減少社会になるとそれはなかなか成り立たないけれども、さっきおっしゃったとき、やむを得ないとおっしゃったわけです。

実は、坂口先生、日本経済研究センターからこの三月に、昨年のいわゆる年金改革がどのような効果を持ったのかということ、推計値ですけれども出しているんです。その結果をずっと調べてみますと、これは年金だけに限っても、一九四〇年生まれの方とことし生まれた方との生涯におけるいわゆる格差は、この改正によってどのくらい縮まったのか。改正前は七千百万円の差が六千二百万円と、九百万円、年金だけで実は少し縮まった。しかし、その差は余り縮小していないんですね。年金財政そのものは非常に好転しているけれども、そういう世代間の格差というのは非常に大きな格差が依然として残されている。その意味で、私は、この格差はやむを得ない格差とはなかなか言えないんじゃないかなと。

そういう意味で、国民年金の問題を空洞化の問題を含めてやっていますが、厚生年金もちろ空洞化しているけれども、そういう改革が余り効果を及ぼしていないのではないかなというふうに思っていますから、私は、その点はやはりきちんと世代間の公平ということを追求する必要があるなと。

そこで、先ほど来のお話を聞いていて、税と保険料の関係なんです、伊吹文明議員は税の専門家であるので、こんなことを言ったら笑われるかもしれませんが、少し発想を変えてみたらどうか。

つまり、保険料というのは、一つは、厚生年金なんかの場合は、これは目的所得税じゃないか。つまり、保険ということに絞った所得税じゃないですか、目的税じゃないですか。あるいは国民年金でいえば、これは人頭税ですよ、月一万三千三百円、少し上がりましたけれども。それを目的消費税に変えたら、これは所得、消費、資産と課税対象がありますが、所得から消費へ、大きな間接税への流れを含めて、これを目的税にするということで、実はそこは、大変今まで難問だった問題がクリアできるんじゃないだろうかというふうに思えてなりません。

そういう意味では、先ほど四分の三まで税でいいじゃないかとおっしゃったんですが、私は、四分の三まで来たら四分の四まで来て当然だし、そのときにいわゆる消費税というものを目的消費税という形できちんと位置づければ、そこはいわゆる三号被保険者問題だとかさまざまな問題をかなりクリアできるんじゃないかなというふうに思えてならないわけでありませう。

その意味で、先ほど生活保護の問題とも関連、出てまいりましたけれども、これは私の

個人的な見解なのかもしれませんが、一般の税を使うのと目的消費税を使うのと分離して考える必要があるんじゃないか。

つまり、一般の税を使うということは、これはやはりよほどのことがないと、つまり、例えば資産を持っていませんねとか、ミーンズテストが行われるわけではありますが、しかし、スウェーデンなんかでやられている場合にはミーンズテストがございません。そうすると、それは何かというと、我々がこれは年金にかけるんですよというふうに持っていったものをそのまま適用しているわけですから、そこは、私は、いわゆる誤解があるのではないかな、そのところはよく厚生省から言われるんですが、そのように思っています。

それで、先ほどの話を聞いて、厚生省と財務省の間で、厚生労働省が持っている権限というのは、年金保険料を上げることがどうか、税ということになると財務省の権限になる。私は、そのところは、目的税ということをきちんと明確にしながら、余り目的税をつくることは賛成しませんけれども、その点はこの委員会の中でぜひ論議をしてみたい点だと思っております。

以上です。